

奈 良 県

クビアカツヤカミキリ防除実施計画

令和7年9月

奈 良 県

目 次

1	計画策定の背景と目的	2
2	クビアカツヤカミキリについて	2
3	防除実施区域	3
4	計画期間	3
5	現 況	3
	（1）被害状況	3
	（2）被害の内容と影響	3
6	防除の目標	4
7	防除対策	4
	（1）監視体制の強化	4
	（2）被害情報の収集・把握	4
	（3）被害地域別の防除対策	5
	（4）施設等別の防除対策	6
8	防除実施体制	7
	（1）各主体の連携による防除	7
	（2）各主体の役割	7
9	効果的な予防対策検証	8
10	普及啓発	8
11	関係資料	9

1 計画策定の背景と目的

奈良県の県花はナラノヤエザクラであり、このサクラの中には国の天然記念物に指定されているものもある。このように奈良県にとって、サクラは生物多様性の重要な構成要素かつシンボリックな存在である。また、県内にはサクラの名所や古木等が数多く存在し、万葉集の歌にも詠まれてきた。中でも観光地として名高い吉野山のサクラは、天智天皇の時代より伐採を厳しく戒められ、盛んに献木されてヤマザクラの群生地となり、ユネスコ世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成要素の1つとなっている。このように、サクラは奈良の歴史と文化を育み、観光資源となる重要な花木である。

クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモなどのバラ科樹木を加害する外来の昆虫であり、多発すると被害木が枯死に至る深刻な害虫である。平成27年3月「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省・農林水産省策定）に掲載され、平成30年1月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（資料1-1）に基づく特定外来生物に指定され、飼養（飼育）・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されている。

奈良県では、県内での被害発生よりも早く、平成27年度に本種の早期防除の重要性を関係部局の担当者間で確認し、被害情報を共有することを申し合わせた。令和元年度のクビアカツヤカミキリによる被害の初確認時には、直ちに連携して防除に向けた対応を行い、令和2年度よりサクラ被害の早期発見、早期防除に向けた体制整備、重要地域（吉野山のヤマザクラ等）保存に向けた検証、監視の目を県全体に広げ、早期防除につなげるための普及啓発等の事業を開始した。この事業により、令和2年度に12市町で69本のサクラ、ウメ、モモ等の被害が早期発見でき、早期防除につながった。また事業で得られた知見からクビアカツヤカミキリの早期防除を効果的に行うための「クビアカツヤカミキリ早期防除推進計画」を令和2年度に策定し、令和3年度及び4年度は前述の計画に基づいてクビアカツヤカミキリの早期防除を行った。しかし、令和3年度には16市町に、令和4年度には20市町村にクビアカツヤカミキリ被害は拡大し、令和5年度には「奈良県クビアカツヤカミキリ防除推進計画」を策定。令和6年度には27市町村に拡大したため、広域での連携が必要と判断したことから、令和7年度には「令和7年度特定外来生物クビアカツヤカミキリ広域防除連携計画」（以下「広域防除連携計画」という）を策定した。今後も被害の拡大が予想されるため、クビアカツヤカミキリの防除の取組を県全体としてさらに強化することが必要である。

そのため、奈良県の生物多様性の保全、特に県内のサクラの名所及び古木を守り抜くことを目的に、県、市町村、民間企業、NPO等団体、県民等が連携し、効果的にクビアカツヤカミキリ防除を実施するために「奈良県クビアカツヤカミキリ防除実施計画」を策定する。

2 クビアカツヤカミキリについて

クビアカツヤカミキリ（学名：*Aromia bungii*）

分類：コウチュウ目・カミキリムシ科

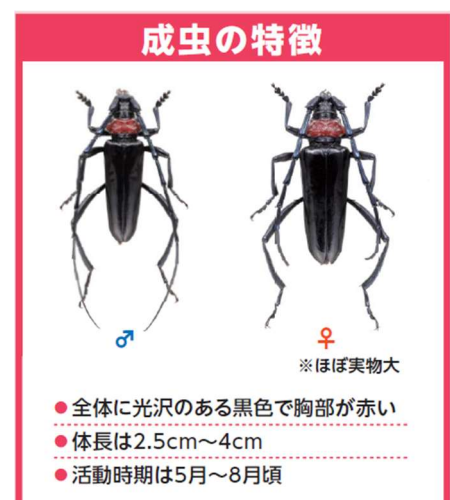
体長：2.5～4cm（成虫）

分布：中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種：サクラ、ウメ、モモ、スモモなどのバラ科樹木

《クビアカツヤカミキリ成虫の特徴》

- ・体全体に光沢のある黒色。前胸の一部が赤い。
- ・ジャコウのような匂いを放つ。



《クビアカツヤカミキリの生活環》

- ・成虫は、5月から8月に野外で活動する。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵。
1個体あたり約300個以上産卵する。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で1～3年かけて成長し、蛹（さなぎ）になる。
- ・幼虫の活動期は4月～10月で、この間に樹幹からうどん状のフラス（糞と木くずが混ざったもの）が排出される。

被害木の特徴

- ▶被害を受ける樹種はサクラ・ウメ・モモなど
- ▶幼虫が木の内部を食い荒らすと、うどん状のフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）を大量に排出する
- ▶フラスが出る時期は4月～10月頃



うどん状のフラス

3 防除実施区域

奈良県全域を対象

4 計画期間

令和7年9月25日から令和8年4月30日まで

＜被害状況及び防除実施状況を把握し、適宜見直しを行う。＞

5 現 況

（1）被害状況

クビアカツヤカミキリによる全国の被害については、平成24年に愛知県で初めて確認されて以降、平成25年に埼玉県、平成27年に大阪府、群馬県、東京都、徳島県、平成28年に栃木県、令和元年には奈良県、三重県、茨城県、和歌山県で確認されるなど、関東・関西地方を中心に拡大し、令和7年2月末現在、15都府県で確認されている。

県内においては、令和元年に初めて被害が確認され、令和6年度までに27市町村で被害が確認されている。被害樹種としてはサクラが大半であるが、ウメやモモ、スモモでの被害も発生している。令和6年度末までに県内でクビアカツヤカミキリによる被害が確認された樹木は県に報告があっただけでも1530本となっており実数はさらに多いと考えられる。被害場所は、公園や学校、寺院、個人宅、農地等となっている（資料2）。

（2）被害の内容と影響

ア 生活環境・文化財への被害

多くの県民が利用する公園、学校、公共施設などの場所において、クビアカツヤカミキリによるサクラやウメ、モモの被害が確認されている。枯死に至る重大な被害はまだ少数であるが、今後被害が拡大すると、県民にとって身近なサクラ等が枯死することにより、景観の悪化や花見が行えなくなるなど、県民の生活に影響が出るとともに、枯死した樹木の倒木や落枝により県民の身体や財産等に被害を及ぼすおそれがある。

また、県内には天然記念物等に指定されている数百年を超える古木のサクラを有する寺院や、一本桜と呼ばれる名木のサクラが存在し、地域の住民に愛されるとともに毎年多くの観光客が訪れる観光スポットとなっている。このようなサクラに被害が及ぶと県民にとって重要な文化財を失うとともに、重要な観光資源の喪失に繋がることも懸念される。

イ 農業への被害

販売を目的として栽培されている果樹等の被害は4市町のモモで発生している。このほかに、販売を

目的としないウメ、モモ、スモモ等での激しい被害も農地で発生している。モモの被害発生ほ場では、被害多発樹の枯死や伐採によって経済的被害が発生している。また、県南部地域には規模の大きいウメ産地があり、近接した地域まで被害が拡大しつつあることから、県農業担当部局では巡回や啓発活動を実施するなど警戒を強めている。

ウ 生態系への被害

現時点では、森林に自生するヤマザクラ等での被害は確認されていないが、既存文献からヤマザクラ等への被害の可能性は十分にあり得る。本種は産卵数が多く放置された被害木は枯死に至る場合が多いため、森林域に侵入した場合、食害による樹木の枯損が生じるだけでなく、在来の樹幹穿孔性昆虫との餌資源や生息場所の競合が生じることで、森林生態系に影響を及ぼすことが懸念される。

6 防除の目標

本計画では、クビアカツヤカミキリによる生活環境・文化財、農業及び生態系への被害軽減と生息分布の拡大を阻止するため、県、市町村、民間企業、NPO等団体、県民等が連携し、効率的かつ効果的なクビアカツヤカミキリ防除を実施する。

7 防除対策

(1) 監視体制の強化

①重要監視地点の巡視とアラート情報の発出

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、侵入初期の段階で生息状況を正確に把握し、早期防除を行う必要がある。そのため県では、令和2年度から県内でサクラが群生する名所・観光地等より「クビアカツヤカミキリ重要監視地点」を設定し、樹木医による調査・監視手法等の指導の上、施設の所有者や施設の管理者（以下施設管理者等とする）による巡視を開始した。令和6年度までに15地点で被害の早期発見につながった。令和7年度以降も県は重点監視地点の設定と継続的な巡視を進める。

さらに、地点という「点」から「面」へ監視体制を強化するため、県は地理情報システム（GIS）による既被害地のプロットと詳細情報の蓄積を行うとともに、サクラ生育地等各種地理情報（森林簿、公園、学校、名木等）を重ね合わせ、クビアカツヤカミキリの平均的な飛翔能力（推定約3km範囲）や、ヒッチハイカー（車等につかまり、物流・人流により広がる）と呼ばれる特性を踏まえた被害拡大予測を行い、サクラ生育地管理者（市町村等）へのアラート情報として発出する。

②ボランティアによる被害報告・成虫防除の取組

クビアカツヤカミキリの被害は公園や学校、寺院、個人宅、農地等と県内各地で発生しており、行政による被害調査だけでは監視の目が行き届かない恐れがある。そのため、令和4年度からクビアカツヤカミキリ被害の報告及び成虫発見時の防除を行うボランティア活動「サクラ見守り隊」を開始した。サクラ見守り隊発足から令和6年度末までの間にのべ424名のボランティアが参加し、同期間中にのべ493件の報告があり、早期発見、早期防除につながった。ボランティア活動を通して一般県民への普及・啓発活動にもつながることから、県は令和7年度以降もサクラ見守り隊による被害調査・成虫防除の取組実施を進める。

(2) 被害情報の収集・把握

県はクビアカツヤカミキリ確認マニュアル（資料3）を公開し、県民及び市町村担当者がクビアカツヤカミキリの被害を判断できるように知識の普及啓発を行う。市町村は、住民から通報があった場合は、被害情報の聞き取りを行い、必要に応じてフラスの採取・写真撮影等を行った上で、別紙様式1により、県へ被害情報を報告する。県は被害情報をとりまとめ、ホームページ等で情報公開を行

う。

(3) 地域別の防除対策

被害状況に即した対策を実施することが効果的であるため、広域防除連携計画で示す「低密度化推進ゾーン」、「水際防除ゾーン」、「ゼロ維持ゾーン」それぞれにおいて、施設や土地の管理者等は地域に応じ以下の防除対策を行うことが望ましい。

なお、伐倒後の木を、クビアカツヤカミキリの殺処分を目的に運搬する場合（他市町村に運搬する場合を含む）には、目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行い、運搬中にクビアカツヤカミキリが飛散することのないよう、ネットやビニルで厳重に包み逸失防止措置をとる。

また、クビアカツヤカミキリの殺処分を目的に被害木を保管する場合は逸出防止措置として耐久性のあるビニルで包み、十分な期間保管し、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理する。また殺処分する場所への運搬までの間保管する場合にも、逸出防止措置を十分に採り、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理する。

また、伐倒や運搬は、可能な限り成虫の羽化、飛散のおそれがない9月から翌4月に確実な逸出防止措置を採った上で実施する。

緊急的な防除など、やむを得ず5月から8月に実施する場合は、厳重に梱包するか閉鎖空間型の車両に積載するなどし、運搬中の確実な逸出防止措置を採るとともに、速やかに殺処分する。

防除のための伐倒を行った場合にはごみ処理施設（民間施設や広域ごみ処理施設を含む）において被害木を焼却、または厚み1cm以下のウッドチップ化や粉碎を行うなど、クビアカツヤカミキリを確実に殺処分する。なお、ゴミ処理施設やウッドチップ化のため各施設に搬入する際には各施設の受け入れ条件に合わせる。

また、農薬による防除を実施する場合には、クビアカツヤカミキリの成育ステージに合わせ、効果のある薬剤と方法を選択し農薬処理を行う。

農薬を使用する際には、必ずラベルの記載内容を確認し、農薬取締法に基づく使用基準を遵守した上で防除を行う。また、市街地等で農薬による防除を行う場合は、「住宅地等における農薬使用について」（資料4）に従い、近隣住民への周知など、人畜への危害防止と生活環境の保全に配慮する。

ア 低密度化推進ゾーンにおける防除対策

被害がすでに発生している地域においては、更に被害分布域を拡大させないために、徹底した防除対策を講じる必要がある。

市町村において、クビアカツヤカミキリの防除対策における庁内関係部局の連携体制を構築する。また、被害の拡大とまん延を防ぐため、施設管理者等が、公園や街路、学校、農地等を定期的に巡視する。巡視にあたっては、樹幹から排出されるフラスの有無を確認するとともに、被害情報等の提供を県や市町村に行う。

被害が確認された樹木については、施設管理者等が可能な限りクビアカツヤカミキリの防除に取り組むとともに、こまめに見回りを実施し、被害拡大の防止にも努める。

また、食害を受けて樹勢が低下した樹木に関しては、施設管理者等が伐採や焼却などの対応を行う。

イ 水際防除ゾーンにおける防除対策

県内における被害を抑え込み、拡大を防ぐためには、被害発生地から成虫が飛来する確率が高い水際防除ゾーンにおいて、早期発見などの予防を含めた対策が極めて重要である。

そのため、公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者等が定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないか、樹液の噴き出しがないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、すみやかに県、近隣市町村と被害情報等について共有を図る。薬剤による防除が可能な場合には樹幹注入や薬剤散布による予防を行う。

市町村においては、近隣市町村等との連携を図り、防除の取組状況を共有するなど、市町村界を

越えた対策を推進するとともに、文化的価値が高いサクラ等については、あらかじめネットや薬剤等による予防対策の実施を図る。

ウ ゼロ維持ゾーンでの予防対策

被害が確認されていない地域では、車などに付いて移動したクビアカツヤカミキリが飛び地的に侵入する可能性があるため、水際対策が必要である。

公園や街路、学校等を管理する市町村は、管理地におけるバラ科樹木の位置、本数等の把握に努めるとともに、定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないか、樹液の噴き出しがないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、県、近隣市町村と被害情報等について共有を図る。

また、文化的価値が高いサクラ等については、特に重点的に巡視を行うなど、十分に監視を行い、予防的に薬剤を使用するなど予防対策の実施を検討する。

(4) 施設等別の防除対策

施設管理者等は施設の種類に応じて以下の対応を行うことが望ましい。

ア 公園・学校等

多くの県民が利用する公園や街路、学校等では、利用者の健康被害への懸念から農薬使用による防除が困難な場合が多い。そのため、施設管理者等が定期的に巡視を行い、被害が確認された場合には、ネットを樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきたクビアカツヤカミキリの成虫を駆除し、被害の激しい木については伐倒する。

なお、農薬の使用が可能な場合には、使用基準を遵守した上で、農薬散布や樹幹注入による防除を行う。その際、来場者や通行人等への影響を鑑み、農薬の使用回数は最小限度に留めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（資料4）に従い、近隣住民への周知など、人畜への危害防止と生活環境の保全に配慮する。

イ 農地

農地では、生産者が日々の農作物の栽培管理を通じた被害の有無の確認、被害が確認された場合の関係機関への連絡、環境への配慮や消費者への安全性を確保した各種防除対策を行う。具体的な対策は以下のとおり。（資料5）

(a) 園内では未発生だが、近隣の園地や地域内での発生が始まっている場合

幼虫が樹体内に食入すると防除が困難になるので、成虫発生期に成虫防除薬剤の予防散布を行うか、ネット等を樹幹に被覆し、産卵・食入の防止に努める。

(b) 園内での発生が始まったが、被害は初期段階で軽微な場合

上記（a）の予防対策に加えて、若齢幼虫の捕殺やスプレー剤による防除を行う。
また、羽化成虫の分散防止を目的としたネット被覆を行う。

(c) 園内で多発し、大量のフラス排出が認められる場合

上記（a）、（b）の対策に加えて、被害多発樹の伐採を検討する。直ちに伐採することが困難な場合は、捕殺や分散防止のネット被覆を併用するなど、伐採までの応急措置を行う。

ウ 森林

森林に自生するヤマザクラ等への被害の可能性は十分にあることから、被害が確認された場合には、被害森林の重要性を鑑み、施設管理者等が必要に応じてネットを樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきたクビアカツヤカミキリの成虫を駆除することが望ましい。

なお、農薬の使用が可能な場合には、使用基準を遵守した上で、農薬散布や樹幹注入による防除を行う。その際、来場者や通行人等への影響を鑑み、農薬の使用回数は最小限度に留めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（資料4）に従い、近隣住民への周知など、人畜への

危害防止と生活環境の保全に配慮する。

8 防除実施体制

別添資料6のとおり、県、市町村等の役割分担により防除を実施する。

(1) 各主体の連携による防除

クビアカツヤカミキリの被害の軽減と分布域の拡大を防ぐためには、行政（県、市町村）の対応だけでは十分とはいえない。そのため、民間企業やNPO等、多様な主体が連携を図るとともに、県民の協力も得ながら効果的な防除対策を推進していく必要がある。

(2) 各主体の役割

各主体が以下に示す役割を認識し、地域の状況を踏まえた上で、早期発見、早期防除に積極的に取り組むこととする。

<奈良県>

- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信
- ・防除技術に関する検証、情報収集・提供
- ・市町村等に対する防除技術指導（防除講習会の開催等）
- ・県農業指導機関による果樹等生産者への防除技術指導
- ・奈良県クビアカツヤカミキリ防除実施計画の策定及び改訂、広域防除連携計画の策定及び改訂
- ・県庁内関係部局の連携体制の構築
- ・県が管理する施設内での適切な防除
- ・県民等への普及啓発 等

<市町村>

- ・市町村域の被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信、奈良県・近隣市町村への提供
- ・住民等への防除技術指導
- ・防除対策における庁内関係部局の連携体制の構築
- ・市町村が管理する施設内での適切な防除
- ・住民等への普及啓発 等

<民間企業（造園事業者等）>

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・所管施設内での適切な防除 等

<NGO・NPO等の民間団体>

- ・多様な主体と連携した防除活動の実施 等

<小学校・中学校・高等学校・大学等>

- ・県や市町村との連携による、生徒等への普及啓発
- ・学校施設内での適切な防除 等

<生産者>

- ・行政への被害情報の提供
- ・果樹等の適切な防除 等

<県民>

- ・クビアカツヤカミキリの発見と市町村等への被害情報の提供
- ・行政やNPO等と連携した防除活動への参加（サクラ見守り隊）
- ・所有（管理）する樹木の適切な防除 等

9 効果的な予防対策検証

現時点のクビアカツヤカミキリによる被害は、公園、学校、公共施設などのソメイヨシノが中心であるが、奈良県内には山林のサクラ群生地（吉野山など）やソメイヨシノ以外のサクラ（ヤマザクラ、カスミザクラなど）の古木も多く、それらへの被害拡大が懸念される。

奈良県における生物多様性を保全するため、現場の作業条件が悪い（急傾斜地、資材運搬が困難、下層植物の繁茂など）山林における防除、ヤマザクラやカスミザクラなど野生種の防除など、効率的かつ効果的な予防対策を検証する必要がある。そのため令和3年度に防除の作業効率や予防効果を検証し、課題を整理した上で、令和4年度は薬剤の散布による対策の検証を、令和5年度はネットによる防除対策を、令和6年度はネットの影響調査と樹幹注入による効果等の検証を実施した。今後も効果的な薬剤使用方法等を検討していく。

10 普及啓発

クビアカツヤカミキリの早期発見、防除を進めるためには、クビアカツヤカミキリの特徴や被害状況等を広く県民に伝え、クビアカツヤカミキリについての認知度を上げることが重要である。

奈良県は、クビアカツヤカミキリの被害状況等をホームページで発信するとともに、チラシの配布、成虫発生時期の県広報紙への記事掲載等により、クビアカツヤカミキリについて周知を行い、成虫やフラスの確認と情報提供を呼びかけ、一定の成果をあげてきた（令和6年度の被害報告のあった樹木数1,530本）。しかし、県内各地に点在するサクラへの潜在的な被害情報を収集し、防除の取り組みへと進めるためには、さらなる機運の醸成が必要である。そのため、上記取組を継続するとともに、県民等を対象とした防除講習会の開催、確認マニュアルの配布、県民応募による「サクラ見守り隊」活動を引き続き実施し、クビアカツヤカミキリに関する情報共有を図り、県民行動へとつなげる。

さらに、市町村は住民等に対して、クビアカツヤカミキリの生態などについて普及啓発を行うとともに、被害が確認された場合は通報するよう働きかけを行う。

関係資料

資料 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（一部抜粋）

資料 2 奈良県内のクビアカツヤカミキリ被害状況

資料 3 クビアカツヤカミキリ確認マニュアル

資料 4 住宅地等における農薬使用について

資料 5 クビアカツヤカミキリ防除マニュアル（農業編）

資料 6 奈良県クビアカツヤカミキリ防除体制

様式 1 クビアカツヤカミキリ被害報告書